

証券コード 6566  
2023年6月6日  
(電子提供措置の開始日2023年5月31日)

株 主 各 位

東京都豊島区池袋二丁目14番8号池袋エヌエスビル  
株 式 会 社 要 興 業  
代 表 取 締 役 社 長 木 納 孝

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第51期定時株主総会を次頁のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト  
に「第51期定時株主総会招集ご通知及び株主総会資料」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.kaname-k.co.jp/dai51kiteizikabunushisoukaisyousyuugotuuchi.pdf>



電子提供措置事項は、東京証券取引所（東証）のウェブサイトでも電子提供措置をとっております。以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスの上、「銘柄名（会社名）」に「要興業」又は証券「コード」に「6566」（半角）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」の順に選択して、ご確認いただけます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2023年6月26日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

## 記

1. 日 時 2023年6月27日(火曜日) 午前10時00分(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都豊島区東池袋3-1-4 サンシャインシティ文化会館 501  
(末尾の会場案内図をご参照ください)
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第51期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第51期(2022年4月1日から2023年3月31日まで)計算書類の内容報告の件  
決議事項  
議 案 取締役10名選任の件

以 上

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

◎交付書面から一部記載を省略している事項

書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、次の事項につきましては記載しておりません。従いまして、当該書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

① 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書及び連結注記表

② 計算書類の株主資本等変動計算書及び個別注記表

③ 事業報告の以下の事項

5. 業務の適正を確保するための体制

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

なお、ご送付している書面の項番、参照頁の記載は電子提供措置事項と同一となっておりますので、ご了承ください。

◎当社では、株主の皆様へ平等に利益を還元することを重視し、株主総会にご出席の株主様へのお土産は予定しておりません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

【株主総会資料の電子提供制度の施行による発送物の変更について】

従前書面でお送りしていた株主総会資料(株主総会参考書類・事業報告・連結計算書類・計算書類・監査報告)は、会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、ウェブサイトに掲載して提供する方法に変更いたしました。お手数ですが、本通知記載のウェブサイトへアクセスしてご確認くださいようお願い申し上げます。次回以降、書面での資料の送付を希望される株主様におかれましては、基準日(3月31日)までに書面交付請求を行っていただきますようお願いいたします。書面交付請求の行使方法等につきましては、当社株主名簿管理人又はお取引証券会社までお問い合わせ願います。

# 議決権行使についてのご案内

5 ページ以降の株主総会参考書類をご検討いただき、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

## 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、議決権行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）  
午後5時到着分まで

## インターネット等による議決権行使



次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

詳細は次ページをご覧ください ▶

### 議決権行使期限

2023年6月26日（月曜日）  
午後5時まで

## 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。

### 株主総会開催日時

2023年6月27日（火曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時）

## 議決権行使のお取扱いに関するご注意

- 議決権行使書において、議案につき賛否のご表示がない場合は、「賛」の表示があったものとして取扱うこととさせていただきます。
- 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- インターネット等により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取扱わせていただきます。
- 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

 0120-173-027

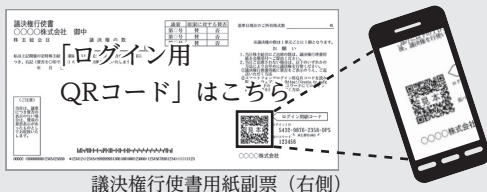
（受付時間 午前9時～午後9時、通話料無料）

## インターネット等による議決権行使のご案内

### スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

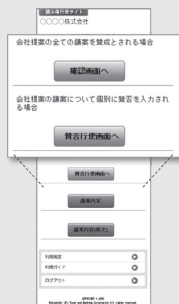
「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」及び「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

#### 1. QRコードを読み取る



お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書用紙副票(右側)に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

#### 2. 以降は画面の案内に従って賛否を選択ください。



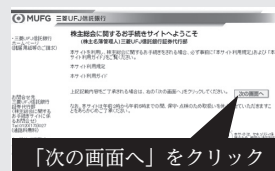
#### ① ご注意

- ・ 毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- ・ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。

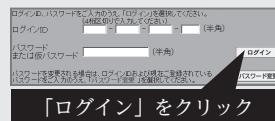
### ログインID・仮パスワードを 入力する方法

議決権行使  
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

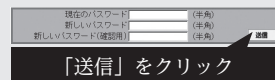
#### 1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



#### 2. お手元の議決権行使書用紙の副票(右側)に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力



#### 3. 「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」の両方を入力



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 議 案 取締役10名選任の件

現任の取締役全員（9名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営の透明性及びコーポレートガバナンスの一層の強化を図るため社外取締役1名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものです。取締役候補者の指名に際しては、経営に携わる者として高度な人格と資質を備え、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の増大に資する者であることを重視しております。取締役候補者は次のとおりです。

なお、取締役候補者10名のうち椿洋一郎氏及び熊木浩氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、椿洋一郎氏は当社が定める「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」を満たしています。（「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」については、11ページをご参照ください。）

候補者 番号		氏 名	現在の 当社における地位	当事業年度の 取締役会への出席状況
1	<input type="checkbox"/> 再任	ふじい しゅうぞう 藤居 秀三	代表取締役会長	100%（16回／16回）
2	<input type="checkbox"/> 再任	きのう たかし 木納 孝	代表取締役社長	100%（16回／16回）
3	<input type="checkbox"/> 再任	まつうら よしただ 松浦 義忠	常務取締役 行政管理部長	100%（16回／16回）
4	<input type="checkbox"/> 再任	おかだ たくや 岡田 卓也	常務取締役 経営企画室長	100%（16回／16回）
5	<input type="checkbox"/> 再任	さかはら けんじ 坂原 謙二	取締役営業部長	100%（16回／16回）
6	<input type="checkbox"/> 再任	あんどう まさひろ 安藤 雅弘	取締役 システム管理部長	100%（16回／16回）

7	再任	<small>むら き のぶ ひこ</small> 村木 宣彦	取締役総務部長	100% (16回/16回)
8	新任	<small>きのした てつ じ</small> 木下 哲司	行政管理部副部長	—
9	新任	<small>つばき よう いち ろう</small> 椿 洋一郎	—	—
10	新任	<small>くま き ひろし</small> 熊木 浩	—	—

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数 (千株)
1	再任 ふじい しゅうぞう 藤居 秀三 (1944年12月8日)	1963年4月 角丸証券株式会社(現みずほ証券株式会社)入社 1965年1月 不二機工株式会社入社 1972年6月 藤居商店創業(運送業・製紙原料商) 1973年4月 当社設立 代表取締役社長就任 2020年4月 当社代表取締役会長就任(現任)	2,500
	【取締役候補者とした理由】 藤居秀三氏は、当社創業経営者であり、企業経営における幅広い見識と豊かな経験及び卓越したリーダーシップの発揮により当社の企業価値向上を実現することが期待できるため、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
2	再任 きのう たかし 木納 孝 (1959年9月24日)	1982年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2003年3月 同行岐阜支店長 2006年2月 株式会社オリエントコーポレーションみずほ連携部長 2008年5月 株式会社みずほ銀行横浜中央支店支店長 2012年2月 当社入社 2012年2月 当社社長室室長 2012年6月 当社代表取締役専務就任 2020年4月 当社代表取締役社長就任(現任)	50
	【取締役候補者とした理由】 木納孝氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、2012年以降現在に至るまで、当社代表取締役を務めるなど経営者としての経験と幅広い見識を有していることを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
3	再任 まつうら よしただ 松浦 義忠 (1955年4月27日)	1971年4月 東レ株式会社岡崎事業場入社 1975年8月 株式会社④金澤商店(現株式会社マルカ金澤商店)入社 1982年9月 中華料理東軒 入店 1984年6月 株式会社丸八真綿入社 1986年7月 当社入社 1998年6月 当社取締役業務部長就任 2016年7月 当社取締役業務部長兼行政管理部長就任 2019年6月 当社常務取締役業務部長兼行政管理部長就任 2021年7月 当社常務取締役行政管理部長就任(現任)	150
	【取締役候補者とした理由】 松浦義忠氏は、業務部長兼行政管理部長として、当社の収集運搬部門並びにリサイクル部門を永年に亘り牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数 (千株)
4	再任 おかだ たくや 岡田 卓也 (1965年7月1日)	1989年4月 日本生命保険相互会社入社 2013年3月 同社姫路支社支社次長 2015年3月 同社倉敷支社支社長 2017年4月 当社入社(業務出向) 内部監査室長 2020年4月 当社入社 内部監査室長 2020年6月 当社常務取締役経営企画室長就任(現任)	—
	【取締役候補者とした理由】 岡田卓也氏は、他社支社長として得られた豊富な経験と見識を生かし、業務出向で当社に内部監査室長として当社の監査部門を牽引してきた実績及び経営企画室長として当社の経営企画部門を牽引してきた実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
5	再任 さかはら けんじ 坂原 謙二 (1962年12月21日)	1981年4月 キリンレモンサービス株式会社(現キリンビバレッジ株式会社)入社 1983年4月 当社入社 2002年3月 当社営業部長 2006年6月 当社取締役営業部長就任(現任)	290
	【取締役候補者とした理由】 坂原謙二氏は、営業部長として、当社の営業部門を永年に亘り牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
6	再任 あんど う まさひろ 安藤 雅弘 (1959年2月13日)	1981年4月 株式会社ときわ相互銀行(現株式会社東日本銀行)入行 1994年4月 当社入社 2014年6月 当社取締役システム管理部長就任(現任)	100
	【取締役候補者とした理由】 安藤雅弘氏は、システム管理部長として、当社のシステム部門及び販売管理部門を牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		
7	再任 むらき のぶひこ 村木 宣彦 (1962年5月5日)	1986年4月 株式会社富士銀行(現株式会社みずほ銀行)入行 2010年11月 同行飯能支店長 2015年7月 当社入社 総務部長 2017年6月 当社取締役総務部長就任(現任)	50
	【取締役候補者とした理由】 村木宣彦氏は、金融機関出身者としての豊富な経験に加え、総務部長として、当社の総務部門を牽引してきた実績を踏まえ、引き続き、取締役として適任と判断しました。		



候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式 の数 (千株)
8	新任 きのした てつじ 木下 哲司 (1967年6月15日)	1988年4月 タケイ工業株式会社入社 1994年12月 株式会社大鈴不動産入社 2000年9月 株式会社大起エンゼルヘルプ入社 2002年4月 当社入社 2017年7月 当社行政管理部副部長(現任)	40
	【取締役候補者とした理由】 木下哲司氏は、行政管理部副部長として、当社の行政管理部門を牽引してきた実績と豊富な経験を有することを踏まえ、取締役として適任と判断しました。		
9	新任 つばき よういちろう 椿 洋 一 郎 (1957年1月24日)	1980年3月 株式会社三徳入社 1992年3月 同社外食事業部部長 2002年1月 同社本部財務部部長兼外食事業部長 2003年2月 同社本部財務システム部部長兼外食事業部長 2004年6月 同社取締役本部財務システム部部長兼外食事業部部長 2007年3月 同社常務取締役管理本部部長兼外食事業部長 2011年3月 同社専務取締役管理本部部長兼外食事業部長 2021年3月 同社顧問(総務・法務・財務)(現任)	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 椿洋一郎氏は、株式会社三徳の役員を経験され、現在顧問として豊富な経営知識を有しております。また、当社が定める「独立性判断基準」を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれはないと判断しております。これらを踏まえ、取締役として適任と判断しました。同氏には、豊富なビジネス経験を生かし、当社において業務執行者から独立した客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。		
10	新任 くまき ひろし 熊木 浩 (1963年5月10日)	1983年10月 有限会社クマキ設立 代表取締役就任 1991年2月 株式会社東京クリアセンター入社 1995年8月 同社代表取締役就任(現任) 2004年4月 株式会社アルフォ設立 代表取締役社長就任(現任)	—
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 熊木浩氏は、株式会社東京クリアセンター及び株式会社アルフォの代表取締役としての経営知識を有しており、取締役として適任と判断しました。同氏には、業界の知見及び経営のノウハウ等豊富なビジネス経験を生かし、当社において業務執行者から客観的な立場で経営を監督する役割を果たしていただくことを期待しております。		

- (注) 1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 椿洋一郎氏及び熊木浩氏は、社外取締役候補者であります。  
3. 当社と椿洋一郎氏及び熊木浩氏は、両氏の選任が承認された場合、会社法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額であります。  
4. 当社は、椿洋一郎氏の選任が承認された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。

(ご参考) 取締役が備えるスキル等 (スキルマトリックス)

\*本総会后 (予定)

氏名	役職 *	備えるスキル					
		企業 経営	業界 知見 経験	営業・マー ケティング	財務 会計	法務・コン プライアンス	人事 労務
藤 居 秀 三	代表取締役会長	○	○	○	○	○	○
木 納 孝	代表取締役社長	○		○	○		
松 浦 義 忠	常務取締役		○			○	○
岡 田 卓 也	常務取締役 経営企画室長			○		○	○
坂 原 謙 二	取締役 営業部長		○	○		○	
安 藤 雅 弘	取締役 システム管理部長		○		○	○	
村 木 宣 彦	取締役 総務部長				○	○	○
木 下 哲 司	取締役 行政管理部長		○			○	○
樁 洋 一 郎	社外取締役	○		○	○		
熊 木 浩	社外取締役	○	○	○			

「独立役員の独立性判断基準」及び「独立役員の選任基準」

当社の独立役員の独立性判断基準につきましては、「株式会社東京証券取引所の定める独立役員の資格を満たした上、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者」としております。一般株主との利益相反の生じるおそれがあるか否かについては、資本的關係・人的關係・取引關係を十分に検証し、総合的に判断することとしております。また、当社の独立役員の選任基準は、「上記の独立性判断基準を充足し、客観的な視点から当社の経営・内部統制・コンプライアンス等に適切な意見を述べるができること」としております。

以上

# 事業報告

(2022年4月1日から2023年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、急激な為替変動の影響や、新型コロナウイルス感染症拡大の影響があったものの、オミクロン株の重症化リスクが小さいこともあり需要抑制によるマイナス効果がこれまでの緊急事態宣言発出時と比べ軽微にとどまり、内需を中心に緩やかに回復しました。一方、世界経済においては、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響によりエネルギー価格の高騰等サプライチェーンの混乱が継続し、中国における経済活動の停滞や、米国を始め世界各国におけるインフレや金融引き締め等の影響により様々な景気下振れリスクに直面しております。

当社グループの主要業務である廃棄物処理業につきましては、循環型社会形成の推進及び資源の有効利用促進といった、環境保全や法令遵守において当業界に対する社会的要求の高まりに応える努力と変革が求められており、また、コロナ禍において政府が定めた「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」により、緊急事態宣言時においても国民の安定的な生活の確保や社会の安定の維持のため、十分な感染防止策を講じつつ、事業を継続することが求められてきました。

このような経営環境の下、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬処分業務を主業とし、より厳格なコンプライアンスや適正処理の推進、顧客ニーズに合致する営業活動と業容の拡大に取り組んでまいりました。また、前年同期に比べ資源価格が上昇したこと及びコロナ禍からの需要が徐々に回復したこと等により、前年同期に比べ増収増益となりました。

その結果、当連結会計年度の売上高は13,029,356千円（前年同期比9.2%増）となりました。営業利益は1,739,501千円（前年同期比35.1%増）、経常利益は1,786,449千円（前年同期比36.7%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は1,260,422千円（前年同期比44.4%増）となりました。

当社グループは単一セグメントであります。事業区分別の売上高は次のとおりであります。

区分	前連結会計年度 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)		当連結会計年度 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)		前年同期比増減	
	金額	構成比率	金額	構成比率	金額	増減率
	千円	%	千円	%	千円	%
収集運搬・処分事業	8,060,065	67.6	8,646,355	66.4	586,289	7.3
リサイクル事業	1,256,784	10.5	1,606,987	12.3	350,203	27.9
行政受託事業	2,617,808	21.9	2,776,013	21.3	158,205	6.0
合計	11,934,658	100.0	13,029,356	100.0	1,094,698	9.2

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資は、総額559,373千円であり、主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度中に完成した主要設備等

- 収集車両購入及びリース契約 26台 201,285千円
- 鹿浜RC隣地土地・建物 165,586千円

当連結会計年度において継続中の主要な設備等

該当事項はございません。

なお、これらに要した資金は、主に自己資金をもって充当いたしました。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において実施した資金調達について、特記すべき事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

##### ① BCP（事業継続計画）

国内において、「防災・危機管理」の概念での体制整備や計画策定等に取り組んでいる背景を鑑み、当社グループ内で、災害時等にもサービスの安定供給を維持できるようBCP（事業継続計画）に基づき、設備面における取り組みの強化及び代替要員の確保の再徹底を図ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染防止に努めることを最優先課題として取り組み、全従業員のPCR検査の反復実施、ワクチン接種推奨・管理、徹底した健康管理・検温・消毒の実施や会議のWeb化を始めとした3密回避及びソーシャルディスタンス確保他による感染の極小化に努めてきました。一定数の感染者と濃厚接触者が発生いたしましたが、きめ細かな人員管理他の工夫により業務運営に支障をきたしておりません。今回のコロナ禍の経験を踏まえて、パンデミックに対するBCPとして様々な状況を想定したオペレーション体制を整え、発生する事態に躊躇せず柔軟な対応を実施することで、感染拡大防止はもとより、業績への影響も極小化させてまいります。

##### ② コンプライアンス体制の充実

総合廃棄物処理事業を営む当社グループは、廃棄物処理法を始めとした環境関連法規制に関するコンプライアンス体制が確立していることを競争力の源泉としておりますが、それを更に充実、向上させることを最重要課題と位置付け、法令遵守に対する一層の社内意識の向上と体制強化を図るため、継続的な施策を採り、社会的な信頼を得る努力を行ってまいります。また、「安全運転日本一」を達成するための道路交通法を遵守すること、労働基準法や労働安全衛生法等の労働関連法を遵守することも当社グループの使命であると認識しており、コンプライアンス委員会や事故防止委員会活動を中心に全社一丸となって引き続き取り組んでまいります。

### ③ リサイクル技術の向上

当社グループの廃棄物中間処理の基本はリサイクルであります。当社のサステナビリティに関する取り組みの中核をなすものです。リサイクル処理による環境負荷の低減が社会貢献につながり、また当社グループの処理コストの低減にも役立っております。昨今の廃棄物処理は、中国などの輸入規制や海洋プラスチック問題で環境問題としても社会的関心が高まっている廃プラスチックのように、その処理にあたっては、国内のみならず、よりグローバルな視点が不可欠となっているとともに、大きなビジネスチャンスとなっております。2019年7月に拡張した鹿浜リサイクルセンターにおいて、民間事業者としては首都圏最大級の粗大ごみ選別プラントを稼働させました。当社グループは、積極的な設備投資によりリサイクル技術を向上させ、社会貢献と収益確保の両立を図ってまいります。更には、事業分野の拡大や高い技術力を誇るステークホルダーとの協業化等についても模索してまいります。

### ④ 資源の市場環境への対応

リサイクル事業における売上高の大部分を占める古紙を始めとした資源の売却価格がここ数年不安定に推移しており、同事業の売上も不安定に増減しております。売上量の拡大を図ること、一層のコスト削減に努めることで、今後の市場環境に柔軟に対応してまいります。

### ⑤ 設備投資

当社グループが保有するリサイクルセンターの設備には老朽化が進んだものも含まれており、順次、自動化等を進めつつリサイクル技術の向上に資する更新を行っていく必要性を認識しています。また、業容拡大に合わせて増加する運搬車両を管理する車両基地の増設も必要であると認識しております。更には、脱炭素社会実現に寄与できる車両を始めとした設備投資も、今後の課題と認識しております。

### ⑥ 情報化投資

当社グループは、業容拡大に伴い、正確かつ迅速な情報把握によりの確な経営の意思決定の迅速化を促進するため、また的確な情報開示体制の確立のため、全社レベルでの情報システムの高速化に取り組んでおります。これに加え、業務改革も併せて実行することにより、企業運営上のコストの削減にも取り組んでまいります。すでに、営業用の携帯端末を導入し効率的な営業活動を、ドライバー用の携帯端末の導入により効率的な収集業務及び集計業務を実現しました。また、重要情報の漏洩を防止するための情報セキュリティの強化にも取り組んでおります。

### ⑦ 経営基盤の拡充

当社グループは、さらなる企業価値の最大化を目指すためにも、以下のとおり経営基盤の拡充を図る必要があります。

- イ 経営資源の重要な要素である人材については、社員教育や研修制度の拡充、コミュニケーションの活性化、適材適所での潜在能力の発揮等を推進し、一人当たりの生産性向上を図ります。また、地元高校の新卒採用の継続、大型中型自動車免許取得を始め各種重機等の資格取得支援制度の積極活用、社宅制度の運用強化、能力スキルに対応した柔軟な労働条件の設定等により、万全な労働力確保を継続しております。
- ロ 既存の事業基盤については、各リサイクルセンター及び収集運搬のための車両・配車システムの品質管理及び安全管理を徹底の上、原価率低減に向けた創意工夫を推進してまいります。
- ハ 当社グループの事業の柱をなすのは廃棄物の収集運搬であります。安全運転を遂行することは、すなわち事業を安定させることにつながり、それを継続させることが顧客満足の向上につながります。車両に搭載させる機器等のハード面、ドライバーへの徹底的な教育等のソフト面をともに充実させ、安全運転の徹底を図ってまいります。



## (5) 財産及び損益状況の推移

	第48期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)	第49期 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)	第50期 (自2021年4月1日 至2022年3月31日)	第51期 (当連結会計年度) (自2022年4月1日 至2023年3月31日)
売上高(千円)	11,490,323	11,002,265	11,934,658	13,029,356
経常利益(千円)	821,765	937,185	1,306,638	1,786,449
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	570,451	618,224	873,000	1,260,422
1株当たり当期純利益(円)	35.94	38.95	55.00	79.41
総資産(千円)	20,475,949	20,845,822	21,452,951	22,426,748
純資産(千円)	15,268,757	15,775,618	16,441,117	17,429,726
1株当たり純資産額(円)	962.03	993.97	1,035.90	1,098.19

(注) 第50期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、第50期以降の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しています。

## (6) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
株式会社ヨドセイ	11,720千円	100.0%	雇上業務(一般家庭から排出される廃棄物の収集運搬)

## (7) 主な事業内容(2023年3月31日現在)

当社グループは、一般廃棄物及び産業廃棄物の収集運搬・処分事業を主要事業とし、これに付随する業務として産業廃棄物の中間処理及び製紙原料の選分等のリサイクル事業を営んでおります。また、東京23区の一般家庭から排出される廃棄物の収集運搬(雇上業務)、東京23区の依頼により不燃ごみや容器包装ごみ、粗大ごみ等の資源化処理を行う行政受託事業を営んでおります。

## (8) 主な事業所 (2023年3月31日現在)

### ① 当社の主要な事業所及びリサイクルセンター

本 社 東京都豊島区池袋二丁目14番8号 池袋エヌエスビル

足立支社 東京都足立区鹿浜七丁目9番2号

名 称	所 在 地
千 住 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	足立区千住桜木二丁目18番11号
大 森 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	大田区大森南四丁目10番6号
第 一 入 谷 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	足立区入谷九丁目28番20号
第 二 入 谷 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	足立区入谷九丁目16番19号
鹿 浜 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	足立区堀之内一丁目14番15号
新 鹿 浜 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	足立区鹿浜一丁目4番8号
城 南 島 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	大田区城南島二丁目8番1号
板 橋 リ サ イ ク ル セ ン タ ー	板橋区新河岸二丁目20番18号

### ② 国内子会社の主要な事業所

株式会社ヨドセイ本社 東京都豊島区東池袋二丁目38番20号

株式会社ヨドセイ和光事務所 埼玉県和光市新倉七丁目9番1号

## (9) 従業員の状況 (2023年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)
468名 (+10名)

(注) アルバイト・パートタイマー等362名は、上記従業員数に含まれておりません。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数 (前期末比増減)	平均年齢	平均勤続年数
406名 (+9名)	45.85歳	11.37年

(注) アルバイト・パートタイマー等235名は、上記従業員数に含まれておりません。

## (10) 主な借入先 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社 みずほ銀行	374,676千円
株式会社 三菱UFJ銀行	370,983千円
株式会社 三井住友銀行	187,818千円
株式会社 りそな銀行	58,064千円
日本生命保険相互会社	43,610千円

## 2. 会社の株式に関する事項（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 50,000,000株
- (2) 発行済株式総数 15,871,400株（自己株式 42株を含む）
- (3) 当期末株主数 2,711名

### (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
藤 居 秀 三	2,500,000 株	15.75 %
THE SFP VALUE REALIZATION MASTER FUND LTD.	2,107,200 株	13.27 %
要 興 業 社 員 持 株 会	1,098,200 株	6.91 %
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	850,000 株	5.35 %
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL OMNIBUS SECS LENDING ACCOUNT	805,100 株	5.07 %
大 星 ビ ル 管 理 株 式 会 社	750,000 株	4.72 %
大 星 ビ ル メ ン テ ナ ン ス 株 式 会 社	750,000 株	4.72 %
BNYM AS AGT/CLTS 10 PERCENT	407,700 株	2.56 %
藤 居 幸 弥	350,000 株	2.20 %
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	300,000 株	1.89 %

- (注) 1. 持株比率は自己株式42株を控除して計算しております。
2. 2022年3月1日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書（変更報告書）において、2022年2月21日現在でシンフォニー・フィナンシャル・パートナーズ（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドが3,637,500株（保有割合22.92%）を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役及び監査役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 居 秀 三	
代表取締役社長	木 納 孝	
常 務 取 締 役	松 浦 義 忠	行政管理部長
常 務 取 締 役	岡 田 卓 也	経営企画室長
取 締 役	坂 原 謙 二	営業部長
取 締 役	安 藤 雅 弘	システム管理部長
取 締 役	石 原 浩	管理部長
取 締 役	村 木 宣 彦	総務部長
取 締 役	齊 藤 陽 三	株式会社ヨドセイ 監査役
常 勤 監 査 役	黒 崎 誠	
監 査 役	村 谷 晃 司	フェアネス法律事務所 弁護士
監 査 役	今 井 正 美	

- (注) 1. 取締役齊藤陽三氏は社外取締役であります。  
 2. 監査役黒崎誠氏、村谷晃司氏及び今井正美氏は社外監査役であります。  
 3. 取締役齊藤陽三氏、監査役黒崎誠氏、村谷晃司氏及び今井正美氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。  
 4. 監査役村谷晃司氏は、弁護士として企業法務及び税務に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。なお、本契約に基づく責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低責任限度額とのいずれか高い額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

### 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### イ 方針の決定の方法

当社取締役・監査役の個人別の報酬等の決定方針は、取締役会の決議により決定しております。なお、2022年3月開催の取締役会において取締役会の指名・報酬等に関する任意の諮問機関である指名・報酬委員会を設置しましたので、今後見直す際は、同委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会の決議を経て決定いたします。

##### ロ 方針の内容の概要

- ・取締役の個人別の報酬等の額は、固定報酬と退職慰労金から構成され、株主総会において決定した取締役の報酬総額の範囲内において各取締役へ配分する。
- ・固定報酬は月例分と賞与から構成され、「役員報酬・賞与規程」の基準に従い、世間水準及び社員給与とのバランス並びに職務、資格等を考慮し、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会の決議を経て決定する。
- ・取締役の退職慰労金は、「役員退職慰労金規程」の規定に則り算定される金額を株主総会にて決議し、直後の取締役会の決議を経て決定する。
- ・固定報酬及び退職慰労金が個人別報酬等の額の全部を占める。
- ・固定報酬のうち、月例分は取締役としての在任中に毎月固定額を支払い、賞与分は取締役としての在任中の6月と12月に支払う。
- ・退職慰労金については、「役員退職慰労金規程」の規定に則り算定される金額を、役員退職日以降最も早く開催される定時株主総会に付議し、株主総会決議直後の取締役会にて決議した日から2ヶ月以内に支給する。
- ・監査役の報酬は、経営に対する独立性、客観性を重視する視点から固定報酬と退職慰労金から構成され、株主総会において決定した監査役の報酬限度額の範囲内において、監査役の協議により決定する。

ハ 取締役の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬委員会において決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

・取締役の報酬限度額は、2017年6月27日の第45期定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役は2名）です。

・監査役の報酬限度額は、2016年6月27日の第44期定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は3名（うち、社外監査役は2名）です。

③ 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)				対象となる役員 の員数(人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	退職慰労金	
取締役 (うち社外取 締役)	165,260 (1,800)	151,282 (1,800)	—	—	13,978 (—)	9 (1)
監査役 (うち社外監 査役)	11,750 (11,750)	11,200 (11,200)	—	—	550 (550)	3 (3)

- (注) 1. 退職慰労金は、当該事業年度に計上した役員退職慰労引当金繰入額であります。  
2. 上記支給額のほか社外役員が当社の子会社等から受けた役員報酬額は2,400千円であります。

#### (4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役と社外監査役個人との間に、人的関係、資本的关系又は取引関係その他利害関係はありません。

齊藤陽三が代表取締役を務めた株式会社三徳とは収集運搬契約を締結しており、監査役を務める株式会社ヨドセイは当社の連結子会社であります。村谷晃司が勤めるフェアネス法律事務所とは顧問弁護士契約を締結しております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	齊藤陽三	<p>当事業年度開催の取締役会は16回開催され、全てに出席し、議案審議等につき、経験豊富な経営者の観点から必要な発言を適宜行っております。また、総合経営幹部会他の主要な会議に出席し、適宜必要な発言を行う等、業務執行者から独立した客観的な立場で会社経営の監督を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役の選解任・報酬等につき取締役会に答申を行う任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務めております。当事業年度において、新任・再任取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の内容について話し合うことを目的に6回開催され、全てに出席しています。</p>
監査役	黒崎 誠	<p>当事業年度開催の取締役会には、16回中全てに出席し、疑問点等を明らかにするため適宜質問し、意見を述べております。また、監査役会 15回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っており、経営者として経験を積み、大企業の多くの分野の経験から培った深い見識で経営に有益な助言・提言、適切な監査の実施、監査意見の形成に有益な発言を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役の選解任・報酬等につき取締役会に答申を行う任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務めております。当事業年度において、新任・再任取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の内容について話し合うことを目的に6回開催され、全てに出席しています。</p>
監査役	村谷晃司	<p>当事業年度開催の取締役会には、16回中全てに出席し、議案審議等について、主に弁護士としての専門的見地から当社の経営上有用な発言等を行っております。また、監査役会15回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p> <p>なお、同氏は、取締役の選解任・報酬等につき取締役会に答申を行う任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員を務めております。当事業年度において、新任・再任取締役候補者の選任及び取締役の報酬等の内容について話し合うことを目的に6回開催され、全てに出席しています。</p>
監査役	今井正美	<p>当事業年度開催の取締役会には、16回中全てに出席し、議案審議等について、東京都での長年の行政経験とりわけ廃棄物行政での豊富な経験及び社会保険労務士・行政書士としての専門的見地から当社の経営上有用な発言等を行っております。また、監査役会15回中全てに出席し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。</p>



## 4. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	32百万円
当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、事業の規模、監査日数及び前事業年度の監査報酬等を勘案した上で決定しております。
3. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査時間数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積もりの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の任務を怠ったことによる損害賠償責任に関し、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、又は、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

## 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において内部統制システムの基本方針を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報制度を周知し、法令定款違反行為を未然に防止し、必要に応じて、外部の専門家等を起用し法令遵守の研修等を行い、取締役が率先して行動する。
- ② 取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告する等、相互牽制の効いたガバナンス体制とする。
- ③ 監査基準及び監査計画に基づき、監査役は、取締役の職務執行状況を監査する。
- ④ 特に、反社会的勢力との関係については、取締役自らが襟を正し、反社会的勢力を排除する。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 文書等の作成、保存、管理等に関する基本的事項を文書取扱規程に定め、法令により義務付けられている重要な書類も含め各種書類の管理を行う。
- ② 株主総会議事録、取締役会議事録は、適時適正に作成するとともに、保管場所を明示し、閲覧可能とし、取締役の職務の執行の証跡とする。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスク管理規程を遵守し、業務執行上の重要な意思決定に内在するリスクを、事前に各部において検討の上、総合経営幹部会並びに取締役会にて再度審議することにより損失発生を未然に防止する。
- ② 特に、不測の危機が発生した場合には、リスク管理規程に則して、代表取締役社長を委員長とするリスクマネジメント委員会を設置し、損害の拡大を防止しこれを最小限に止めることとする。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役会を月1回定時に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催し、重要事項に係る意思決定を機動的に行うことにより、取締役の業務執行状況の効率性の監督等を行う。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を遵守し、それぞれの責任者及びその責任範囲、執行手続きの詳細について定め、常時閲覧可能とし、業務執行を行う。
- ③ 業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を立案し、全社的な目標を設定し実行することとし、状況により目標の修正等に対処できることとする。

#### **(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

- ① コンプライアンス管理規程を遵守し、内部通報体制を周知の上、社員の法令違反の通報等が非公式の経路で行える体制とする。
- ② 必要に応じて、外部の専門家等を起用し、法令定款違反行為を相談する等、社内で未然に防止する体制とする。
- ③ 反社会的勢力との対応は、反社会的勢力排除に関する規程を遵守し、不当要求等の被害を防止する体制とする。
- ④ 内部監査担当が定期的に行う各部門監査の中で法令遵守の状況に関する監査を行い、その実効性を確認し、必要に応じて改善指示を行うこととする。
- ⑤ 監査役は当社の法令遵守体制の運用に問題があると認めるときは、担当役員へ意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

#### **(6) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

- ① 「関係会社管理規程」等に基づき、関係会社の管理担当部門及び管理責任者を定め、関係会社は一定の経営上の重要事項について管理責任者へ報告を行い、特に重要と認められた事項については当社に対して付議する体制とする。
- ② 内部監査室は、関係会社に対しても「内部監査規程」に基づく監査を行うこととする。
- ③ 監査役は会社の監査に必要な範囲で関係会社に対して報告を求め、調査を行うことができることとする。

**(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項**

- ① 監査役から補助使用人の設置を求められた場合は、取締役会は監査役職務の重要性に鑑み、補助使用人設置及びその人員について協議することとする。

**(8) 補助使用人の取締役からの独立性に関する事項**

- ① 補助使用人が設置された場合は、当該補助使用人の業務執行部門からの独立性に配慮することとする。
- ② 補助使用人の評価は監査役が行い、当該人員の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役の同意を要するものとし、取締役からの独立を確保するものとする。

**(9) 監査役への報告体制及びその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。
- ② 監査役へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- ③ 監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び職務の執行状況を把握するため、取締役会及び重要な会議に出席するとともに、業務執行に関する重要な契約書等を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めることができることとする。
- ④ 監査役は、当社の監査法人より会計監査内容について説明を受けるとともに、情報交換を適宜行う等連携を図っていくこととする。
- ⑤ 実効性確保のための内部監査担当との連携についても、日頃より助言等を行い、監査の効率性を高めることとする。
- ⑥ 監査役は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払うこととする。

## (10) 財務報告に係る内部統制の整備及び運用に関する体制

- ① 内部監査室は、当社の財務報告の信頼性を担保し、金融庁より2006年6月に公布された金融商品取引法第24条の4の4に規定する内部統制報告書の提出を有効かつ適切に行うため、代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制を整備し、運用する体制構築を行うこととする。
- ② 取締役会は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に対して監督責任を有し、その整備状況及び運用状況を監視することとする。

## (11) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

- ① 反社会的勢力との関係に関する基本方針  
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える、暴力団を始めとする反社会的勢力との取引を含めた一切の関係を遮断するため、以下の基本方針を定めております。
  - (a) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な社会・経済の発展を妨げる反社会的勢力との関係を一切遮断するため、反社会的勢力との関係遮断に関する役職員の意識の醸成と徹底を図り、全役職員が断固たる姿勢で取り組みます。
  - (b) 当社は、反社会的勢力に対しては、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力に対応する役職員の安全を確保します。
  - (c) 当社は、反社会的勢力による被害を防止するために、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と連携し、組織的かつ適正に対応します。
  - (d) 当社は、反社会的勢力による不当要求には一切応じず、民事・刑事の両面から法的対応を行います。
  - (e) 当社は、反社会的勢力への資金提供、裏取引には一切応じません。
- ② 反社会的勢力の排除に向けた社内体制等の整備状況
  - (a) 最高責任者  
会社の危機管理体制における最高責任者は代表取締役社長とし、反社会的勢力との対応において最終意思決定権を有する。なお、最高責任者は権限を役員に委譲することができる。
  - (b) 主管部署  
反社会的勢力対応の主管部署は総務部総務人事課とし、反社会的勢力に関する各種情報収集、「反社会的勢力対応マニュアル」等の策定並びに反社会的勢力に係わる社内各部門からの対応窓口業務、その他関連する業務を統括する。
  - (c) 報告・監督  
反社会的勢力との対応の処理結果について、主管部署たる総務部総務人事課は、最高責任者に必ず書面にて報告しなければならない。

## 6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査室がモニタリングし、改善を進めております。

### (2) コンプライアンス

コンプライアンス管理規程に則り、四半期毎に開催されたコンプライアンス委員会での決議内容に即した活動を実施し、その内容について取締役会に報告しております。また、毎月各部署にてコンプライアンス委員が講師となって従業員に対してコンプライアンス研修を実施しております。内部通報規程に基づくホットライン窓口を社内外に設置し、コンプライアンス委員会が対応、取締役会が運用状況を監督することでコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制

リスク管理規程に則り、半年毎に開催されるリスクマネジメント委員会での決議内容に即した活動を実施し、その内容について取締役会に報告しております。

### (4) 取締役の職務執行について

取締役会を16回開催し、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるために、当社と利害関係を有しない社外取締役が16回出席いたしました。

### (5) 監査役の職務執行について

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当社代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で適宜意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。

### (6) 内部監査室の職務執行について

内部監査室は、内部監査計画書に基づき、当社の各部署の業務執行及び子会社の業務の監査、内部統制監査を実施し、監査結果を代表取締役社長並びに取締役会及び監査役会に報告の上、必要に応じて改善指導を行いました。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は利益配分について、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。現状では、配当性向30%程度とすることが、成長戦略と株主への還元の最適バランスであると考えております。

当社の剰余金の配当は、中間配当をすることができる旨を定款で定めておりますが、年1回の期末配当を基本的な方針としております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき1株当たり23円の配当を実施することを決定しました。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、一層の経営基盤の強化と業績の向上を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
<b>流動資産</b>	<b>6,993,312</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,280,892</b>
現金及び預金	5,432,504	買掛金	337,249
売掛金	1,476,002	短期借入金	201,656
商品	10,355	1年内返済予定の長期借入金	288,618
貯蔵品	17,857	リース債務	181,934
前払費用	43,409	未払法人税等	373,433
その他の当座金	13,635	賞与引当金	213,866
貸倒引当金	△451	その他の負債	684,134
<b>固定資産</b>	<b>15,433,435</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,716,129</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>12,099,151</b>	長期借入金	569,533
建物及び構築物	2,230,137	リース債務	273,725
土地	9,066,622	繰延税金負債	680,429
リース資産	418,817	退職給付に係る負債	683,208
その他の固定資産	383,574	役員退職慰労引当金	457,515
<b>無形固定資産</b>	<b>34,059</b>	その他の負債	51,717
その他の当座金	34,059	<b>負債合計</b>	<b>4,997,022</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>3,300,224</b>	(純資産の部)	
投資有価証券	851,204	<b>株主資本</b>	<b>17,245,957</b>
繰延税金資産	387,161	資本金	827,736
保険積立金	1,879,292	資本剰余金	1,400,341
その他の当座金	183,723	利益剰余金	15,017,919
貸倒引当金	△1,157	自己株式	△40
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>183,768</b>
		その他有価証券評価差額金	183,768
<b>資産合計</b>	<b>22,426,748</b>	<b>純資産合計</b>	<b>17,429,726</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>22,426,748</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。



# 連結損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金 額	
売上	高価		13,029,356
売上	原価		10,119,357
売上	総利		2,909,999
販売費及び一般管理費	利益		1,170,498
営業	業外		1,739,501
営業	外		
受取	利息	644	
受取	配当	13,178	
保険	返戻	29,378	
保険	手数料	5,637	
その他	の	12,786	61,624
営業	外		
支払	費用		
支払	の	14,452	
経常	利益	223	14,676
特別	利益		1,786,449
固定資産	売却	8,614	8,614
特別	損失		
固定資産	除却	166	166
税金等調整	前当期純利益		1,794,897
法人税、住民税及び事業税		563,691	
法人税等調整額		△29,217	534,474
当期純利益			1,260,422
親会社株主に帰属する当期純利益			1,260,422

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	827,736	1,400,341	14,027,309	△40	16,255,347
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△269,813		△269,813
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,260,422		1,260,422
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	990,609	—	990,609
当 期 末 残 高	827,736	1,400,341	15,017,919	△40	17,245,957
	その他の包括利益累計額			純資産合計	
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計			
当 期 首 残 高	185,770	185,770	16,441,117		
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△269,813		
親 会 社 株 主 に 帰属する当期純利益			1,260,422		
株主資本以外の項目 の当期変動額 (純額)	△2,001	△2,001	△2,001		
当 期 変 動 額 合 計	△2,001	△2,001	988,608		
当 期 末 残 高	183,768	183,768	17,429,726		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結注記表

## 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社  
連結子会社の名称 株式会社ヨドセイ

### 2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

##### ② 棚卸資産

商品・貯蔵品

主として、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～50年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当連結会計年度負担額を計上しております。

③ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異及び過去勤務費用は、発生年度に全額費用処理しております。

(5) 収益及び費用の計上基準

収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で認識しております。

当社グループの主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

① 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社グループは、収集運搬・処分事業、リサイクル事業及び行政受託事業を主な事業としており、各事業における主な義務の内容は以下のとおりであります。

ア. 収集運搬・処分事業

当事業では、顧客事業所における事業活動に伴い発生する産業廃棄物と事業系一般廃棄物を収集運搬及び処分することです。

イ. リサイクル事業

当事業では、当社リサイクルセンターに運び込まれた廃棄物（古紙、ビン、缶、ペットボトル、粗大ごみ等）を資源化（選別、破碎、圧縮、梱包等）し、再資源化学品や有価物等として業者（資源問屋）に売却することです。また、段ボールや一部の機密書類については、専用車両で回収し、古紙業者もしくは製紙会社に売却することです。

ウ. 行政受託事業

当事業では、当社において、東京23区等の依頼により、当該区から発生する不燃ごみや容器包装ごみ（ビン、缶、ペットボトル、プラスチック容器ごみ）及び金属系粗大ごみをリサイクルセンターで資源化することです。また、株式会社ヨドセイにおいては、家庭から排出される一般廃棄物を東京23区等との雇上契約により、行政の処理施設及び処分場に運搬することです。

② ①の義務に係る収益を認識する通常の時点

ア. 収集運搬・処分事業

当事業における収益を認識する時点は、廃棄物を処理施設及び処分場まで運搬し、引き渡しを終了した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

ただし、当社のサービス提供方法の1つの方式である運搬費処理費込でゴミ袋を販売する場合は、販売したゴミ袋数ではなく、合理的な計算方法によって想定された顧客が使用したゴミ袋数に対応する売上相当額を、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、使用されていないと想定されるゴミ袋数に対応する売上相当額は履行義務が充足されていないと判断し、流動負債その他として認識しております。

イ. リサイクル事業

当事業における収益を認識する時点は、再資源化品や有価物等が業者(資源問屋)に搬入され、引き渡しを終了した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

ウ. 行政受託事業

当事業における収益を認識する時点は、行政機関が収集した廃棄物や資源物が当社リサイクルセンターに搬入され、資源化処理等を行い、再資源化品や有価物等は業者(資源問屋)に、廃棄物は処分場に搬入され、引き渡しを終了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

また、株式会社ヨドセイでは、廃棄物を処理施設及び処分場まで運搬し、引き渡しを終了した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

## **会計方針の変更に関する注記**

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

当社グループは、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

## **会計上の見積りに関する注記**

(繰延税金資産の回収可能性)

### **1. 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額**

繰延税金資産(純額)	387,161千円
------------	-----------

### **2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報**

繰延税金資産については、将来の事業計画に基づく課税所得を合理的に見積り、回収可能性があると判断した将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。

繰延税金資産の回収可能性は、将来の課税所得の見積りに依存し、当該見積りの基礎となる事業計画における主要な仮定は、収集運搬・処分事業における収集現場数及び収集単価であります。

上記主要な仮定は、将来の不確実な事業環境の変化等によって影響を受ける可能性があり、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 4,716,499千円

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

土地	1,567,333千円
建物	108,095千円
投資有価証券	237,365千円
計	1,912,793千円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	159,000千円
1年内返済予定の長期借入金	268,626千円
長期借入金	549,461千円
計	977,087千円

### 3. 保証債務

株式会社アルフォの金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

1,092,302千円

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 当連結会計年度末の発行済株式及び自己株式の種類及び総数

発行済株式	普通株式	15,871,400株
自己株式	普通株式	42株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年5月13日 取締役会	普通株式	269,813	利益剰余金	17.00	2022年 3月31日	2022年 6月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	365,041	利益剰余金	23.00	2023年 3月31日	2023年 6月28日



## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取り組み方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金(主に銀行借入)を調達しております。一時的な余剰資金は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金は銀行借入により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクについて、当社グループでは与信管理関連の規程に従い、外部の信用調査機関の活用等により顧客ごとに格付けを行い、与信枠を設定するとともに顧客ごとの回収期日管理及び債権残高管理と合わせて顧客の財務状況の悪化などによる回収懸念の早期把握等によるリスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

営業債務である買掛金や未払金は、1年以内の支払期日であります。また、短期借入金、主に運転資金にかかる資金調達であり、そのほとんどが固定金利によるものであります。

営業債務や短期借入金はその決済時において流動性リスクが存在しますが、当社グループでは、連結各社単位で資金繰り計画を作成し、適時に更新することにより、当該リスクを管理するとともに、金融機関とコミットメントライン契約や当座貸越契約を締結し、利用可能枠を確保することで当該リスクに対応しております。

長期借入金は、主に設備投資及び運転資金を目的に調達したものであります。変動金利の借入金については、金利の変動リスクに晒されております。当該リスクについて、担当部門が利率動向等をモニタリングすることによりリスクの軽減を図っております。

### 2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、短期間で決済されるために時価が帳簿価額に近似する金融商品である現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金(ただし、1年内返済予定の長期借入金を除く)並びに未払法人税等については注記を省略しております。また、市場価格のない株式に該当する非上場株式(連結貸借対照表計上額250,600千円)は「(1)投資有価証券」には含めておりません。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	600,604	600,604	—
(2) 長期借入金(1年内返済予定の借入金を含む)	(858,151)	(856,304)	(△1,846)
(3) リース債務(1年内返済予定のリース債務を含む)	(455,659)	(446,786)	(△8,872)

負債に計上されているものについては、( )で表示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券				
株式	454,901	—	—	454,901
社債	—	9,902	—	9,902
その他	—	135,801	—	135,801
資産計	454,901	145,703	—	600,604

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	856,304	—	856,304
リース債務	—	446,786	—	446,786
負債計	—	1,303,091	—	1,303,091

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

(1) 投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債及び投資信託は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

(2) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に返済予定の長期借入金を含めた金額を記載しております。

(3) リース債務

リース債務の時価は、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。なお、1年以内に支払予定のリース債務を含めた金額を記載しております。

## 収益認識に関する注記

### 1. 収益の分解情報

(単位：千円)

	報告セグメント	合計
	総合廃棄物処理事業	
収集運搬・処分事業	8,646,355	8,646,355
リサイクル事業	1,606,987	1,606,987
行政受託事業	2,776,013	2,776,013
顧客との契約から生じる収益	13,029,356	13,029,356
その他の収益	—	—
外部顧客への売上高	13,029,356	13,029,356

### 2. 収益を理解するための基礎となる情報

連結計算書類「連結注記表（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等）4. 会計方針に関する事項（5）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### 3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

#### (1) 契約残高

契約負債の残高は以下のとおりです。

(単位：千円)

	当連結会計年度期首	当連結会計年度期末
契約負債	27,859	29,659

契約負債は、主に、収集運搬・処分事業において、一部顧客（商業施設に入居するテナント等）に対して、運搬費処理費込のごみ袋数を合理的な計算方法によって使用されていないと想定されるごみ袋数に対応する売上相当額を流動負債その他として計上したものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、27,859千円であります。

#### (2) 残高履行義務に配分した取引金額

当社グループにおいては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,098円19銭
1株当たり当期純利益	79円41銭

# 貸借対照表

(2023年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>6,095,148</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,043,721</b>
現金及び預金	4,779,218	買掛金	319,500
商掛	1,246,280	短期借入金	201,656
貯蔵品	9,767	1年内返済予定の長期借入金	288,618
前払費用	15,068	リース債務	158,992
未収収益	36,552	未払金	148,662
その他金	15	未払法人税等	166,975
貸倒引当金	8,576	未払消費税等	352,881
	△331	預り金	189,071
<b>固定資産</b>	<b>15,056,160</b>	賞与引当金	18,448
<b>有形固定資産</b>	<b>9,764,997</b>	その他	171,405
建物	1,780,693	固定負債	1,926,902
構築物	413,942	長期借入金	569,533
機械及び装置	176,357	リース債務	233,903
車両運搬具	53,216	退職給付引当金	675,230
工具、器具及び備品	41,093	役員退職慰労引当金	423,676
土地	6,876,621	資産除去債務	24,558
建物仮勘定	362,241	<b>負債合計</b>	<b>3,970,624</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>28,676</b>	<b>(純資産の部)</b>	
電話加入権	2,344	<b>株主資本</b>	<b>16,996,914</b>
ソフトウェア	26,331	資本金	827,736
<b>投資その他の資産</b>	<b>5,262,486</b>	資本剰余金	1,400,341
投資有価証券	851,204	資本準備金	816,591
関係会社株	1,987,195	その他資本剰余金	583,750
繰延税金資産	240	<b>利益剰余金</b>	<b>14,768,876</b>
敷金及び保証金	387,161	利益準備金	34,626
保険積立金	145,636	その他利益剰余金	14,734,250
その他金	1,879,292	別途積立金	4,073,100
貸倒引当金	12,837	繰越利益剰余金	10,661,150
	△1,081	<b>自己株式</b>	<b>△40</b>
		評価・換算差額等	183,768
		その他有価証券評価差額金	183,768
<b>資産合計</b>	<b>21,151,308</b>	<b>純資産合計</b>	<b>17,180,683</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>21,151,308</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損益計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		10,925,540
売上原価		8,274,693
売上総利益		2,650,846
販売費及び一般管理費		1,026,670
営業利益		1,624,176
営業外収益		
受取利息及び配当金	25,028	
有価証券利息	592	
保険解約戻金	29,315	
保険事務手数料	5,637	
その他	8,136	68,709
営業外費用		
支払利息	14,452	
その他	45	14,498
経常利益		1,678,387
特別利益		
固定資産売却益	7,559	7,559
特別損失		
固定資産除却損	166	166
税引前当期純利益		1,685,780
法人税、住民税及び事業税	528,047	
法人税等調整額	△29,952	498,095
当期純利益		1,187,684

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(2022年4月1日から  
2023年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					別途積立金	繰越利益剰余金				
当期首残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626	4,073,100	9,743,278	13,851,004	△40	16,079,043
当期変動額										
剰余金の配当							△269,813	△269,813		△269,813
当期純利益							1,187,684	1,187,684		1,187,684
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	—	—	—	—	—	—	917,871	917,871	—	917,871
当期末残高	827,736	816,591	583,750	1,400,341	34,626	4,073,100	10,661,150	14,768,876	△40	16,996,914

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	185,770	185,770	16,264,813
当期変動額			
剰余金の配当			△269,813
当期純利益			1,187,684
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△2,001	△2,001	△2,001
当期変動額合計	△2,001	△2,001	915,870
当期末残高	183,768	183,768	17,180,683

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 個別注記表

## 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

##### ①子会社株式

移動平均法による原価法

##### ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。なお、取得価額と債券金額との差額が金利の調整と認められるものについては、償却原価法を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

#### (2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品

主として、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。



## 2. 固定資産の減価償却の方法

### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物	3～38年
構築物	7～50年
機械及び装置	2～15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	2～15年

### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零（リース契約に残価保証の取決めがある場合は、当該残価保証額）とする定額法を採用しております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用及び数理計算上の差異は、発生年度に全額を費用処理しております。

#### (4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

#### 4. 収益及び費用の計上基準

収益については、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で認識しております。

当社の主要な事業における主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。

##### (1) 主要な事業における顧客との契約に基づく主な義務の内容

当社は、収集運搬・処分事業、リサイクル事業及び行政受託事業を主な事業としており、各事業における主な義務の内容は以下のとおりであります。

##### ① 収集運搬・処分事業

当事業では、顧客事業所における事業活動に伴い発生する産業廃棄物と事業系一般廃棄物を収集運搬及び処分することです。

##### ② リサイクル事業

当事業では、当社リサイクルセンターに運び込まれた廃棄物（古紙、ビン、缶、ペットボトル、粗大ごみ等）を資源化（選別、破碎、圧縮、梱包等）し、再資源化品や有価物等として業者（資源問屋）に売却することです。また、段ボールや一部の機密書類については、専用車両で回収し、古紙業者もしくは製紙会社に売却することです。

##### ③ 行政受託事業

当事業では、当社において、東京23区等の依頼により、当該区から発生する不燃ごみや容器包装ごみ（ビン、缶、ペットボトル、プラスチック容器ごみ）及び金属系粗大ごみをリサイクルセンターで資源化することです。

##### (2) (1) の義務に係る収益を認識する通常の時点

##### ① 収集運搬・処分事業

当事業における収益を認識する時点は、廃棄物を処理施設及び処分場まで運搬し、引き渡しを終了した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

ただし、当社のサービス提供方法の1つの方式である運搬費処理費込でゴミ袋を販売する場合は、販売したゴミ袋数ではなく、合理的な計算方法によって想定された顧客が使用したゴミ袋数に対応する売上相当額を、履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。

なお、使用されていないと想定されるゴミ袋数に対応する売上相当額は履行義務が充足されていないと判断し、流動負債その他として認識しております。

##### ② リサイクル事業

当事業における収益を認識する時点は、再資源化品や有価物等が業者（資源問屋）に搬入され、引き渡しを終了した時点において履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

##### ③ 行政受託事業

当事業における収益を認識する時点は、行政機関が収集した廃棄物や資源物が当社リサイクルセンターに搬入され、資源化処理等を行い、再資源化品や有価物等は業者（資源問屋）に、廃棄物は処分場に搬入され、引き渡しを終了した時点で履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。

## **会計方針の変更に関する注記**

(時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用)

当社は、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

## **会計上の見積りに関する注記**

(繰延税金資産の回収可能性)

### **1. 当事業年度の計算書類に計上した額**

繰延税金資産(純額) 387,161千円

### **2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報**

連結計算書類「連結注記表(会計上の見積りに関する注記)2.会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,471,186千円

### 2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

#### (1) 担保に供している資産

土地	1,567,333千円
建物	108,095千円
投資有価証券	237,365千円
計	1,912,793千円

#### (2) 担保に係る債務

短期借入金	159,000千円
1年内返済予定の長期借入金	268,626千円
長期借入金	549,461千円
計	977,087千円

### 3. 保証債務

株式会社アルフォの金融機関等からの借入に対し債務保証を行っております。

1,092,302千円

## 損益計算書に関する注記

### 関係会社との取引高

営業取引	783千円
営業取引以外の取引	11,800千円

## 株主資本等変動計算書に関する注記

### 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	42株
------	-----

## 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	24,511千円
賞与引当金	52,484千円
退職給付引当金	206,755千円
役員退職慰労引当金	129,729千円
その他	64,340千円
繰延税金資産小計	477,821千円
評価性引当額	△8,943千円
繰延税金資産合計	468,878千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△81,104千円
その他	△612千円
繰延税金負債合計	△81,716千円
繰延税金資産の純額	387,161千円

## 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

計算書類「個別注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記） 4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 1 株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	1,082円50銭
1株当たり当期純利益	74円83銭

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社要興業  
取締役会御中

#### EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 根本 知香

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 大澤 一真

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社要興業の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社要興業及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上



## 計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2023年5月23日

株式会社要興業  
取締役会御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 根本 知 香

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 大 澤 一 真

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社要興業の2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第51期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月24日

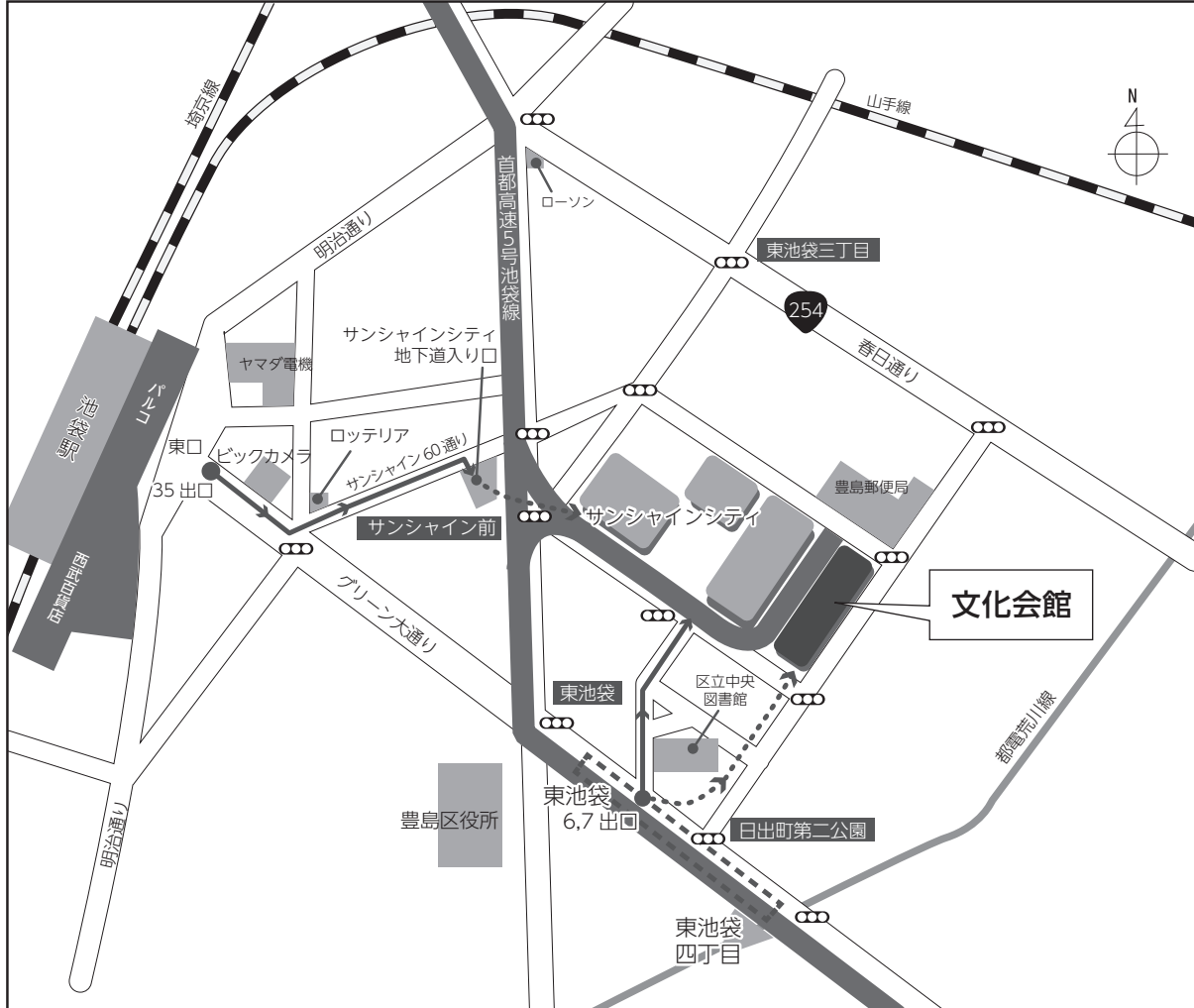
株式会社要興業 監査役会

常勤社外監査役	黒 崎 誠	ⓐ
社外監査役	村 谷 晃 司	ⓐ
社外監査役	今 井 正 美	ⓐ

以 上

# 株主総会会場案内図

会場 東京都豊島区東池袋3-1-4  
サンシャインシティ文化会館501 TEL 03-3989-3486



## 交通

### ■池袋駅東口

JR (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)  
地下鉄 (丸ノ内線・有楽町線・副都心線)  
西武池袋線、東武東上線から徒歩15分

### ■東池袋駅

地下鉄 (有楽町線) から徒歩8分